

議案第1号

斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：国保医療課】

国民健康保険の県単位化に伴い、令和6年度の国民健康保険税率の統一化に向けた税率改定を行うことから、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 改正内容

(1) 税率の改定（第3条、第5条、第5条の2、第6条、第7条の2、第7条の3第8条及び第9条の2の改正規定）

区分		改定前	改定後	
基礎課税額	所得割額	7.6%	7.62%	
	均等割額	26,000円	26,800円	
	世帯別 平等割額	特定世帯・特定継続世帯以外の世帯	27,500円	22,700円
		特定世帯	13,750円	11,350円
特定継続世帯		20,625円	17,025円	
後期高齢者 支援金等 課税額	所得割額	2.6%	3.15%	
	均等割額	9,700円	10,900円	
	世帯別 平等割額	特定世帯・特定継続世帯以外の世帯	7,200円	8,000円
		特定世帯	3,600円	4,000円
特定継続世帯		5,400円	6,000円	
介護納付金 課税額	所得割額	2.8%	3.17%	
	均等割額	15,300円	17,800円	

(2) 税率改定に伴う軽減額の改定（第21条第1項の改正規定）

区	分	改定前	改定後		
7割 軽減	基礎課税額	均等割額	18,200円	18,760円	
		世帯別 平等割 額	特定世帯・特定継続世帯以外の世帯	19,250円	15,890円
			特定世帯	9,625円	7,945円
			特定継続世帯	14,438円	11,918円
	後期高齢者 支援金等 課税額	均等割額	6,790円	7,630円	
		世帯別 平等割 額	特定世帯・特定継続世帯以外の世帯	5,040円	5,600円
			特定世帯	2,520円	2,800円
特定継続世帯	3,780円		4,200円		
介護納付金課税額	均等割額	10,710円	12,460円		
5割	基礎課税額	均等割額	13,000円	13,400円	

軽減	世帯別 平等割 額	特定世帯・特定継続世帯以外の世帯	13,750円	11,350円		
		特定世帯	6,875円	5,675円		
		特定継続世帯	10,313円	8,513円		
	後期高齢者 支援金等 課税額	均等割額		4,850円	5,450円	
		世帯別 平等割 額	特定世帯・特定継続世帯以外の世帯	3,600円	4,000円	
			特定世帯	1,800円	2,000円	
			特定継続世帯	2,700円	3,000円	
	介護納付金課税額		均等割額	7,650円	8,900円	
2割 軽減	基礎課税額	均等割額		5,200円	5,360円	
		世帯別 平等割 額	特定世帯・特定継続世帯以外の世帯	5,500円	4,540円	
			特定世帯	2,750円	2,270円	
			特定継続世帯	4,125円	3,405円	
	後期高齢者 支援金等 課税額	均等割額		1,940円	2,180円	
		世帯別 平等割 額	特定世帯・特定継続世帯以外の世帯	1,440円	1,600円	
			特定世帯	720円	800円	
			特定継続世帯	1,080円	1,200円	
		介護納付金課税額		均等割額	3,060円	3,560円

(3) 税率改定に伴う未就学児均等割額の軽減額の改定(第21条第2項の改正規定)

区	分	改定前	改定後
基礎課税額	7割軽減世帯	3,900円	4,020円
	5割軽減世帯	6,500円	6,700円
	2割軽減世帯	10,400円	10,720円
	上記以外の世帯	13,000円	13,400円
後期高齢者支援金等 課税額	7割軽減世帯	1,455円	1,635円
	5割軽減世帯	2,425円	2,725円
	2割軽減世帯	3,880円	4,360円
	上記以外の世帯	4,850円	5,450円

2. 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

(2) 適用区分

令和5年度分の国民健康保険税から適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、従前の例によります。